の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者）

第十五条　規則第三十四条の三十七第六号ハの特定承継会社と法第五十二条の三十六第一項の主務大臣の許可を受けて当該特定承継会社のために銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者については、平成二十二年金融庁告示第百三十八号（銀行法施行規則第三十四条の三十七第六号ハの規定に基づき所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件）の規定を準用する。

（届出を要しない業務）

第十六条　規則第三十五条第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、平成十年大蔵省告示第二百二十号第四条の規定を準用する。

○金融庁・農林水産省告示第四号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）及び農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農業協同組合法施行令第一条の四第一号及び第二号の規定に基づき、主務大臣の指定する施設を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親

農林水産大臣　森山　裕

農業協同組合法施行令第一条の四第一号及び第二号の規定に基づき、主務大臣の指定する施設を定める件等の一部を改正する告示

（農業協同組合法施行令第一条の四第一号及び第二号の規定に基づき、主務大臣の指定する施設を定める件の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行令第一条の四第一号及び第二号の規定に基づき、主務大臣の指定する施設を定める件（平成四年大蔵省・農林水産省告示第九号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第一条の四第一号」を「第四条第一号」に改める。

第二号中「第一条の四第二号」を「第四条第二号」に改める。

（農業協同組合法第十一条の四十六第五項の規定に基づき、組合等又はその子会社が基準株式数等を超えて所有する株式等の処分に関する基準を定める件の一部改正）

第二条　農業協同組合法第十一条の四十六第五項の規定に基づき、組合等又はその子会社が基準株式数等を超えて所有する株式等の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁・農林水産省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号及び第七号中「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に、「第十一条の四十八第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改める。

第二条第一項中「第十一条の四十六第四項各号」を「第十一条の六十五第四項各号」に、「第十一条の四十八第二項」を「第十一条の六十七第二項」に改め、同条第二項中「第十一条の四十六第四項各号」を「第十一条の六十五第四項各号」に改め、同条第三項第一号中「第十一条の四十六第二項本文（法第十一条の四十八第二項」を「第十一条の六十五第二項本文（法第十一条の六十七第二項」に改め、同項第二号中「第十一条の四十六第四項各号」を「第十一条の六十五第四項各号」に改める。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第二十条第三項に規定する調整対象額を定める件の一部改正）

第三条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第二十条第三項に規定する調整対象額を定める件（平成十年大蔵省・金融監督庁・農林水産省告示第十号）の一部を次のように改正する。

「。以下「法」という。」を削り、「法第十一条の四第二項」を「同法第十一条の八第二項」に改める。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件の一部改正）

第四条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成十年大蔵省・金融監督庁・農林水産省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条の四第二項前段」を「第十一条の八第二項前段」に改める。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第三号の規定に基づき、債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に掲げる業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第五条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第三号の規定に基づき、債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に掲げる業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年大蔵省・金融再生委員会・農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正する。

「の各号」を削る。

第二号イ中「。以下このイにおいて「法」という。」を削り、「法」を「同法」に、「第十一条の四十八第一項」を「第十一条の六十七第一項」に、「第十一条の四十七第二項第六号イ」を「第十一条の六十六第二項第六号イ」に改める。

（農業協同組合法施行令第一条の三の規定に基づき、主務大臣の定める区域を定める件の一部改正）

第六条　農業協同組合法施行令第一条の三の規定に基づき、主務大臣の定める区域を定める件（平成十一年大蔵省・金融再生委員会・農林水産省告示第二号）の一部を次のように改正する。

「第一条の三」を「第三条」に改め、「奈良県」の下に「、島根県」を加える。

（農業協同組合法施行令第三条の四並びに第三条の五第一項及び第三項第二号から第四号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第七条　農業協同組合法施行令第三条の四並びに第三条の五第一項及び第三項第二号から第四号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件（平成十三年金融庁・農林水産省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の四」を「第三十一条」に改める。